

Q&A特集

非常災害時の人事・労務

—改めて危機に備えるリアルな課題30—

ACEヒューマンキャピタル／社労士事務所HRMオフィス 杉山秀文

■“想定外”でも落ち着いて判断するための基礎知識

非常災害時に社内に帰宅困難者があふれ、復旧のため社員らには夜を徹して緊急作業に当たってもらい、翌日以降も交通機関が乱れて出退勤の管理が混乱。もっと深刻なケースでは店舗・事務所が倒壊し、あるいは産業インフラ、サプライチェーンが絶たれてしばらく休業……。こうした非常事態が、現実にかかることを私たちは2011年3月11日を境に知った。事前にBCP計画を整備していても“想定外”の案件が続出し、苦勞された企業も少なくなかったはずだ。あれから対策は進んだらうか。

本稿は、現実には起こりうる非常災害に対し、人事部門がどのような事態処理を判断していけばいいのか、具体的なところからQ&A方式で原則の整理を試みた。主に震災に伴う諸課題を取り上げ、さらに季節リスクを考慮して、新型インフルエンザ蔓延によるパンデミック対応も追記。大枠では非常災害全般に援用可能な内容をカバーしている。首都圏直下型地震の発生確率は、「4年以内に70%」との試算も報道された。あらかじめ望ましい対応原則を知り、いざXデーというときには、落ち着いて対応していきたい。（編集部）

CONTENTS

【地震編】

- Q1 非常災害時の安全責任はどこまでか？
- Q2 避難や復旧作業は業務命令か自主判断か？
- Q3 非常災害時の早退もノーワーク・ノーペイでいいか？
- Q4 臨時の連絡待機、あるいは残留帰宅困難者に残業代は必要か？
- Q5 休日の自宅待機に賃金支払いは必要か？
- Q6 非常災害時でも「遅刻は遅刻」なのか？
- Q7 復旧作業のため、時間外労働・休日労働は命令できるか？
- Q8 営業不可能な状態での賃金支払いは？
- Q9 関連産業やインフラの影響で休業する場合、賃金の支払いはどうなる？
- Q10 非常災害に伴う業績悪化で賃金を引き下げたいのだが？
- Q11 非常災害に伴う雇止めの注意点とは？
- Q12 非常災害に伴う従業員の解雇で注意することは？
- Q13 計画停電で休業する場合、休業手当は必要か？
- Q14 計画停電で就業時間がずれたときの割増賃金は？
- Q15 「賃金の非常時払い」とは？

- Q16 非常災害でも職場での負傷は「労災」の扱いになるのか？
- Q17 通勤や出張の途上で被災し負傷した場合の扱いは？
- Q18 非常災害で安否不明、行方不明になった社員の扱いは？
- Q19 ボランティア活動のあり方、支援策をどうするか？
- Q20 災害ボランティア中のケガの扱いは？
- Q21 非常災害の影響で内定者の受け入れが困難なときは？
- Q22 非常災害時の社会保険・失業給付の特例措置とは？
- Q23 雇用に関する助成措置とは？
- Q24 社員の精神的ケアの適切な方法は？

【パンデミック編】

- Q25 パンデミックでの会社の責任範囲は？
- Q26 感染者を休業させた場合の休業手当は？
- Q27 感染者に帰宅を命じられるか？
- Q28 社内で伝染した場合は「労災」の扱いになるのか？

【地震・パンデミック 共通編】

- Q29 緊急連絡網と個人情報の関係は？
- Q30 「在宅勤務制度」の注意点とは？

■杉山秀文

神奈川県逗子生まれ。早稲田大学商学部卒業後、大手電機メーカー人事部、大手ビジネス系出版社人事部等に通算23年間勤務。人事実務全般の経験を積むとともに、人事・賃金管理、産業心理学、労働法を学ぶ。2006年7月、社労士事務所HRMオフィスを開業。就業規則、人事・賃金制度、会社のメンタルヘルス対応、労働時間管理、非正社員活用、労務トラブルなどでコンサルティング・アドバイザー業務を手掛ける。著書に『小さな会社でもすぐ使える！労務トラブルを未然に防ぐ就業規則作成&見直しマニュアル』（すばる舎リンクエージ）、『名ばかり管理職リスクを見直す』（日本法令）、『図解まるわかり労働契約法』（かんき出版）、『トラブルを起こさない改正パート労働法の実務がよくわかる本』（中経出版）がある。



●ACEヒューマンキャピタル／社労士事務所HRMオフィス：

〒178-0084 東京都練馬区氷川台4-25-8 TEL：03-6760-5625
E-mail：ace@hrm-consul.com ホームページ：http://www.hrm-consul.com